

○墨田区心身障害者自動車運転教習費補助事業要綱

昭和53年4月27日

53墨厚福発第321号

改正 昭和62年6月15日62墨厚障第158号

平成元年12月13日1墨厚障第647号

平成13年8月6日13墨福障第481号

平成14年10月31日14墨福障第644号

平成22年6月7日22墨福障第396号

(目的)

第1条 心身障害者が、自動車運転免許を取得する際に、自動車教習費用の一部を補助することにより、心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、もってこれら障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する第1種普通自動車運転免許を取得しようとする者又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第18条の5に規定する限定解除のうち、排気量の限定解除を受けようとする者で、次に掲げる各号に該当するものとする。

- (1) 道路交通法施行規則第23条に規定する適性試験に合格した者で、自動車教習所に入所を承認されているもの
- (2) 身体障害者手帳の障害程度が3級以上の者。ただし、内部障害については、4級以上、下肢又は体幹にかかる障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者で、歩行が困難である者
- (3) 愛の手帳の障害程度が4度以上の者
- (4) 引き続き3ヶ月以上墨田区に居住する者
- (5) 前年の所得税の年額が40万円以下の者
- (6) 他の制度により、免許の取得に要する費用の助成を受けていない者

(補助金対象経費)

第3条 この事業の対象となる経費は、自動車教習費用のうち、入所料・技能・学習教科料及び教材費に相当する経費とする。

(補助金額)

第4条 この事業による補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第5条 この補助金を受けようとする者は、申請書 (第1号様式) に、自動車教習所に入所している者であることを証明する書類及び身体障害者手帳又は愛の手帳をそえて、墨田区長 (以下「区長」という。) に申請するものとする。

(補助の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請書の受理後、資格要件を審査し、補助の適否を決定し、決定・不決定通知書 (第2号様式) により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条により、補助の決定を受けた者は、自動車教習所において、全教程を修了後、その履修及び要した経費について証する書類をそえ、補助金請求書 (第3号様式) により、区長に請求する。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に請求者に対し、補助金を交付するものとする。

(資格の消滅)

第9条 区長は、第6条により補助金の決定を受けた者が、補助金を受ける前に次の各号に該当した場合、決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 墨田区内に住所を有しなくなつたとき。
- (3) 免許取得を放棄したとき又は免許取得が不能になつたとき。

(届出義務)

第10条 補助金の決定を受けた者は、次の各号に該当した場合、資格異動届 (第4

号様式) を、速やかに区長に届けるものとする。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 免許取得を放棄したとき又は免許取得が不能になったとき。
- (4) その他区長が、必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金を受けた者があるときは、区長は、当該補助金をその者から返還させることができる。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

別表

区分	補助金額												
道路交通法第84条第3項に規定する第1種普通自動車免許取得に直接要する経費	補助対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額 (この額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。 ただし、補助対象者の前年の所得税額に応じて、次表の所得階層区分ごとに定める額を限度とする。 <table border="1" data-bbox="635 1541 1331 1868"><thead><tr><th>階層</th><th>前年度所得税額</th><th>補助限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>0円</td><td>164,800円</td></tr><tr><td>B</td><td>1円～42,000円</td><td>144,200円</td></tr><tr><td>C</td><td>42,001円～400,000円</td><td>123,600円</td></tr></tbody></table>	階層	前年度所得税額	補助限度額	A	0円	164,800円	B	1円～42,000円	144,200円	C	42,001円～400,000円	123,600円
階層	前年度所得税額	補助限度額											
A	0円	164,800円											
B	1円～42,000円	144,200円											
C	42,001円～400,000円	123,600円											
道路交通法施行規則第1	補助対象経費の実支出とする。ただし20,600円												

8条の5に規定する限定解除で、排気量等の限定解除に直接要する経費	を限度とする。
----------------------------------	---------

様式 省略